

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
高知県人事委員会規則	
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	1
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	1
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	1
◎職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	1

人事委員会規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年7月1日（揭示済）
高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第32号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。
第15条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。
第15条の3第2項を次のように改める。
2 職員の育児休業等に関する条例第24条第1項に規定する第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。
第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。
（3歳に満たない子を養育する職員に対して措置を講ずる期間）

第19条 条例第18条の2第2項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11箇月に達する日の翌々日から2歳11箇月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則
この規則は、令和7年10月1日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年7月1日（揭示済）
高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第33号 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。
第14条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。
第14条の3第2項を次のように改める。
2 職員の育児休業等に関する条例第24条第1項に規定する第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。
第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。
（3歳に満たない子を養育する職員に対して措置を講ずる期間）

第18条 条例第18条の2第2項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11箇月に達する日の翌々日から2歳11箇月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則
この規則は、令和7年10月1日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年7月1日（揭示済）
高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第34号 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。
第14条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。
第14条の3第2項を次のように改める。
2 職員の育児休業等に関する条例第24条第1項に規定する第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

とする。
第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。
（3歳に満たない子を養育する職員に対して措置を講ずる期間）
第17条 条例第17条の2第2項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11箇月に達する日の翌々日から2歳11箇月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則
この規則は、令和7年10月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年7月1日（揭示済）
高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第35号
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則**
職員の育児休業等に関する規則（平成11年高知県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。
第8条第1号ウ及びエ中「一部」を「全部又は一部」に改める。
第12条の2中「121日以上であるもののうち、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある者」を「121日以上であるもの」に改める。
第13条の見出し中「承認の請求」を「申出等及び請求の」に改め、同条第1項中「部分休業の承認の」を「部分休業に係る育児休業法第19条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定に基づく当該申出の変更並びに同条第4項の規定に基づく」に改める。
別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式 (第13条関係)

部分休業承認請求書

(第 1 面)

年度				氏名		所属	
請求に係る子	氏名	氏名	氏名	続柄	続柄	続柄	備考
	続柄	続柄	続柄	続柄	続柄	続柄	備考
	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	備考
	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考
申出	申出月日	【申出内容】 第1号： 1日につき2時間を超えない範囲内 第2号： 1年につき人事委員会規則で定める時間（10日相当（77時間30分））を超えない範囲内					
	申出内容	☐ 第1号部分休業 ☐ 第2号部分休業					
変更	変更月日	変更が必要な事情					
	変更内容（1回目）	☐ 第1号部分休業 ☐ 第2号部分休業					
	変更月日	変更が必要な事情					
	変更内容（2回目）	☐ 第1号部分休業 ☐ 第2号部分休業					
				決裁		所属長確認欄	
				特別の事情の有無		所属長確認欄	
				☐ 有 ☐ 無		所属長確認欄	
				☐ 有 ☐ 無		所属長確認欄	
				決裁		所属長確認欄	
				特別の事情の有無		所属長確認欄	
				☐ 有 ☐ 無		所属長確認欄	
				☐ 有 ☐ 無		所属長確認欄	

- 注1 ① 部分休業承認請求に、請求に係る子の氏名、請求者としての納納母等及び生年月日を証明する書類（母子健康手帳の出生届相済証明書、官公署の発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件係裁判所等が発行する事件係証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書）の原本又は写しを添えること。（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書が係属している家庭裁判所等が発行すること。）
- ② 部分休業の申出（第1号又は第2号の表）は年度毎に必要となるが、請求時に第1面を記入すること。第1面を記入すること。
- ③ 部分休業の変更は、特別の事情がある場合（予測できない事象の発生により子との養育に著しい支障が生じると認められる場合）は可能。第1面を記入すること。
- ④ 第1号部分休業の承認請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認請求の場合は第4面を記入すること。第1号部分休業の承認が職員による請求に基づき取り消された場合は、その内容は第3面に記入すること。
- ⑤

第1号部分休業承認請求書

(第2面)

No.	請求 年月日	第1号部分休業の承認の請求する期間										時間数	請求者 確認 認欄	決裁	
		年	月	日	時	分	時	分	時	分	時			分	承認の 可否
	年月日	年	月	日から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日	年	月	日まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分	時間	分	☐ 承認 ☐ 不承認	

第1号部分休業承認の取消し

（第3面）

No.	年月日	第1号部分休業の承認の取消し期間												時間数	請求者確認欄	決裁		
		年			月			日			時					間	承認の可否	所属長確認欄
		年	月	日	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒					
	年月日	年	月	日	から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分			☐ 承認			
	年月日	年	月	日	まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分			☐ 不承認			
	年月日	年	月	日	から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分			☐ 承認			
	年月日	年	月	日	まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分			☐ 不承認			
	年月日	年	月	日	から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分			☐ 承認			
	年月日	年	月	日	まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分			☐ 不承認			
	年月日	年	月	日	から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分			☐ 承認			
	年月日	年	月	日	まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分			☐ 不承認			
	年月日	年	月	日	から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分			☐ 承認			
	年月日	年	月	日	まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分			☐ 不承認			
	年月日	年	月	日	から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分			☐ 承認			
	年月日	年	月	日	まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分			☐ 不承認			
	年月日	年	月	日	から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分			☐ 承認			
	年月日	年	月	日	まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分			☐ 不承認			
	年月日	年	月	日	から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分			☐ 承認			
	年月日	年	月	日	まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分			☐ 不承認			
	年月日	年	月	日	から	□毎日	午前	時	分	午後	時	分			☐ 承認			
	年月日	年	月	日	まで	□曜日等()	午後	時	分	午後	時	分			☐ 不承認			

第2号部分休業承認請求書

第4面

No.	請求 年月日	第2号部分休業の承認の請求する期間												時間 数	残時 間数	請求 者確 認欄	決裁	
		年		月		日		時		間		承認の 可否	所属長確認欄					
		年	月	日	時	分	時	分										
	年月日			日から			毎	日			午前	時	分	時間	分		☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日			日まで			曜	日等	()		午後	時	分	時間	分		☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日			日から			毎	日			午前	時	分	時間	分		☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日			日まで			曜	日等	()		午後	時	分	時間	分		☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日			日から			毎	日			午前	時	分	時間	分		☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日			日まで			曜	日等	()		午後	時	分	時間	分		☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日			日から			毎	日			午前	時	分	時間	分		☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日			日まで			曜	日等	()		午後	時	分	時間	分		☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日			日から			毎	日			午前	時	分	時間	分		☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日			日まで			曜	日等	()		午後	時	分	時間	分		☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日			日から			毎	日			午前	時	分	時間	分		☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日			日まで			曜	日等	()		午後	時	分	時間	分		☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日			日から			毎	日			午前	時	分	時間	分		☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日			日まで			曜	日等	()		午後	時	分	時間	分		☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日			日から			毎	日			午前	時	分	時間	分		☐ 承認 ☐ 不承認	
	年月日			日まで			曜	日等	()		午後	時	分	時間	分		☐ 承認 ☐ 不承認	

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。